

# 重篤副作用疾患別対応マニュアル

## セロトニン症候群

平成22年3月

(令和3年4月改定)

厚生労働省

本マニュアルの作成に当たっては、学術論文、各種ガイドライン、厚生労働科学研究事業報告書、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の保健福祉事業報告書等を参考に、厚生労働省の委託により、関係学会においてマニュアル作成委員会を組織し、一般社団法人日本病院薬剤師会とともに議論を重ねて作成されたマニュアル案をもとに、重篤副作用総合対策検討会で検討され取りまとめられたものである。

一般社団法人日本臨床精神神経薬理学会マニュアル作成委員会（改訂）

堀 輝	産業医科大学医学部精神医学教室 講師
嶽北 佳輝	関西医科大学精神神経科学教室 講師
高江洲義和	杏林大学医学部精神神経科学教室 講師
竹内 啓善	慶応義塾大学医学部精神・神経科学教室 助教
坪井 貴嗣	杏林大学医学部精神神経科学教室 講師
富田 哲	弘前大学医学部附属病院神経科精神科 講師
三浦 至	福島県立医科大学医学部神経精神医学講座 准教授

（敬称略）

一般社団法人日本病院薬剤師会

林 昌洋	国家公務員共済組合連合会虎の門病院薬事専門役
新井 さやか	千葉大学医学部附属病院薬剤部
飯久保 尚	東邦大学医療センター大森病院薬剤部長補佐
小原 拓	東北大学病院薬剤部准教授
萱野 勇一郎	大阪府済生会中津病院薬剤部長
後藤 伸之	福井大学医学部附属病院薬剤部教授・薬剤部長
谷藤 亜希子	神戸大学医学部附属病院薬剤部薬剤主任
濱 敏弘	がん研有明病院院長補佐・薬剤部長
舟越 亮寛	医療法人鉄蕉会 亀田総合病院薬剤管理部長
矢野 良一	福井大学医学部附属病院薬剤部副薬剤部長
若林 進	杏林大学医学部附属病院薬剤部

（敬称略）

## 重篤副作用総合対策検討会

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| 飯島 正文  | 昭和大学名誉教授 新百合ヶ丘総合病院<br>皮膚疾患研究所所長    |
| 五十嵐 隆  | 国立成育医療研究センター理事長                    |
| 犬伏 由利子 | 一般財団法人消費科学センター理事                   |
| 薄井 紀子  | 東京慈恵会医科大学教授                        |
| 笠原 忠   | 自治医科大学客員教授・慶應義塾大学名誉教授              |
| 川名 三知代 | 公益社団法人日本薬剤師会理事                     |
| 木村 健二郎 | 独立行政法人地域医療機能推進機構東京高輪病院<br>院長       |
| 城守 国斗  | 公益社団法人日本医師会 常任理事                   |
| 黒岩 義之  | 財務省診療所健康管理医 / 横浜市大名誉教授             |
| 齋藤 嘉朗  | 国立医薬品食品衛生研究所医薬安全科学部部長              |
| 多賀谷 悦子 | 東京女子医科大学呼吸器内科学講座教授・講座主任            |
| 滝川 一   | 帝京大学医療技術学部学部長                      |
| 西谷 敏彦  | 日本製薬工業協会医薬品評価委員会 PV 部会副部会長         |
| 林 昌洋   | 国家公務員共済組合連合会虎の門病院薬事専門役             |
| 森田 寛   | お茶の水女子大学名誉教授 / 堀野医院副院長<br>座長 (敬称略) |

## 本マニュアルについて

従来の安全対策は、個々の医薬品に着目し、医薬品毎に発生した副作用を収集・評価し、臨床現場に添付文書の改訂等により注意喚起する「警報発信型」、「事後対応型」が中心である。しかしながら、

副作用は、原疾患とは異なる臓器で発現することがあり得ること

重篤な副作用は一般に発生頻度が低く、臨床現場において医療関係者が遭遇する機会が少ないものもあること

などから、場合によっては副作用の発見が遅れ、重篤化することがある。

厚生労働省では、従来の安全対策に加え、医薬品の使用により発生する副作用疾患に着目した対策整備を行うとともに、副作用発生機序解明研究等を推進することにより、「予測・予防型」の安全対策への転換を図ることを目的として、平成17年度から「重篤副作用総合対策事業」をスタートしたところである。

本マニュアルは、本事業の第一段階「早期発見・早期対応の整備」として、重篤度等から判断して必要性の高いと考えられる副作用について、患者及び臨床現場の医師、薬剤師等が活用する治療法、判別法等を包括的にまとめたものである。今般、一層の活用を推進するため、関係学会の協力を得つつ、最新の知見を踏まえた改定・更新等を実施したものである。

医薬品を適正に使用したにもかかわらず副作用が発生し、それによる疾病、障害等の健康被害を受けた方を迅速に救済することを目的として、医薬品副作用健康被害救済制度が創設されている。医療関係者におかれては、医薬品副作用被害救済制度を患者又は家族等に紹介していただくとともに、請求に必要な診断書等の作成に協力していただくようお願いする。制度の概要及び請求に必要な資料、その他の関連情報は、参考3、4を参照のこと。

## 記載事項の説明

本マニュアルの基本的な項目の記載内容は以下のとおり。ただし、対象とする副作用疾患に応じて、マニュアルの記載項目は異なることに留意すること。

### 患者の皆様へ

- ・ 患者さんや患者の家族の方に知っておいて頂きたい副作用の概要、初期症状、早期発見・早期対応のポイントをできるだけわかりやすい言葉で記載した。

## 医療関係者の皆様へ

### 【早期発見と早期対応のポイント】

- ・ 医師、薬剤師等の医療関係者による副作用の早期発見・早期対応に資するため、ポイントになる初期症状や好発時期、医療関係者の対応等について記載した。

### 【副作用の概要】

- ・ 副作用の全体像について、症状、検査所見、病理組織所見、発生機序等の項目毎に整理し記載した。

### 【副作用の判別基準（判別方法）】

- ・ 臨床現場で遭遇した症状が副作用かどうかを判別（鑑別）するための基準（方法）を記載した。

### 【判別が必要な疾患と判別方法】

- ・ 当該副作用と類似の症状等を示す他の疾患や副作用の概要や判別（鑑別）方法について記載した。

### 【治療法】

- ・ 副作用が発現した場合の対応として、主な治療方法を記載した。  
ただし、本マニュアルの記載内容に限らず、服薬を中止すべきか継続すべきかも含め治療法の選択については、個別事例において判断されるものである。

### 【典型的症例】

- ・ 本マニュアルで紹介する副作用は、発生頻度が低く、臨床現場において経験のある医師、薬剤師は少ないと考えられることから、典型的な症例について、可能な限り時間経過がわかるように記載した。

### 【引用文献・参考資料】

- ・ 当該副作用に関連する情報をさらに収集する場合の参考として、本マニュアル作成に用いた引用文献や当該副作用に関する参考文献を列記した。

医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、このホームページにリンクしている独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医療用医薬品 情報検索」から確認することができます。

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>

## セロトニン症候群

英語名 : Serotonin Syndrome/ Serotonin Toxicity

### A . 患者の皆様へ



ここでご紹介している副作用は、まれなもので、必ず起こるというものではありません。ただ、副作用は気づかずに放置していると重くなり健康に影響を及ぼすことがあるので、早めに「気づいて」対処することが大切です。そこで、より安全な治療を行う上でも、本マニュアルを参考に、患者さんご自身、またはご家族に副作用の黄色信号として「副作用の初期症状」があることを知っていただき、気づいたら医師あるいは薬剤師に連絡してください。

精神科のお薬(特に抗うつ薬)などを服用中に、不安、発熱、震えや体がぴくぴく動くなどをおこす「セロトニン症候群」が生じることがあります。何かのお薬を服用していて、次のような症状が同時に複数見られた場合は、医師、薬剤師に連絡し、すみやかに受診してください。

**「不安になる」、「混乱する」、「いらいらする」**

上記の症状に加えて以下の症状がみられる場合。

**「興奮する」、「動き回る」、「体がぴくぴく動く」、「震える」、「体が固くなる」、「汗をかく」、「熱がでる」、「下痢になる」、「脈が速くなる」**

など

## 1．セロトニン症候群とは

セロトニン症候群は、抗うつ薬をはじめとした、セロトニンに関係する作用をもつ薬を服用中に出現する副作用で、精神症状（不安になる、混乱する、いらいらする、興奮する、動き回るなど）、神経・筋症状（手足が勝手にぴくぴく動く、震える、体が固くなるなど）、自律神経症状（汗をかく、熱がでる、下痢になる、脈が速くなるなど）が見られることがあります。

セロトニン症候群は、服薬後数時間以内に症状が表れることが多くあります。服薬を中止すれば、通常は24時間以内に症状は消えますが、ごくまれに40以上の高熱が続き、横紋筋融解症や腎不全、播種性血管内凝固症候群（DIC）などの重篤な合併症を認め、命にかかわることもありますから注意が必要です。

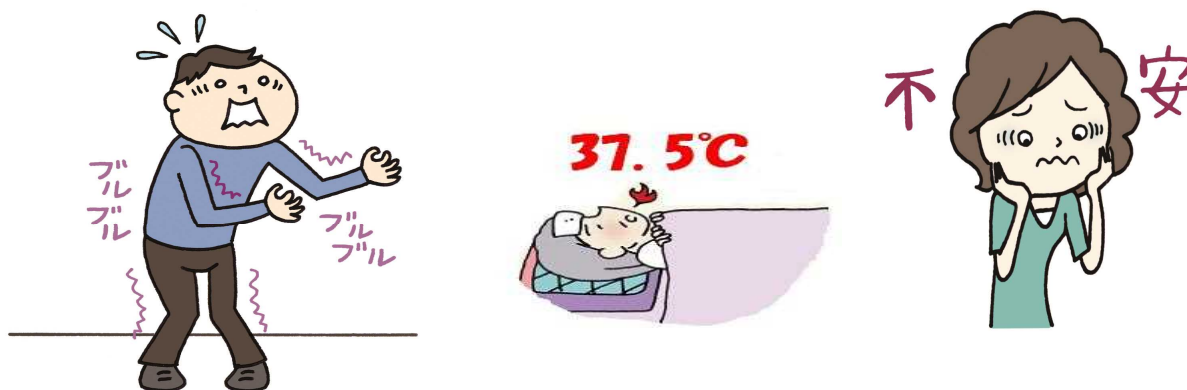
## 2．早期発見と早期対応のポイント

セロトニンに関係する作用をもつ薬の飲み始めや増量後に、急に精神的に落ち着かなくなったり、体がぴくぴく動いたり、汗が出てきて脈が早くなるなどの症状が見られた場合は、副作用を疑うことが必要です。

セロトニン症候群の原因薬剤は抗うつ薬が最も多く、特に一般にSSRIと呼ばれる選択的セロトニン再取り込み阻害薬（フルボキサミン、パロキセチン、セルトラリン、エスシタロプラム）で起きることがほとんどです。他にはパーキンソン病に用いられるセレギニンという薬で起きることもあります。まれではありますが、炭酸リチウムなどの気分安定薬や抗不安薬、麻薬性鎮痛薬、片頭痛治療薬、また、サプリメントであるセントジョーンズ・ワート（西洋オトギリソウ）で起きる可能性もあります。特に抗うつ薬を複数併用して

いる人、他の薬と同時に服用している人に起きやすいので注意が必要です。

セロトニン症候群が疑われた時は、速やかに医師か薬剤師に連絡して指示に従ってください。もし連絡がつかない場合は、お薬手帳やお手持ちの薬を持参して救急医療機関を受診してください。意識がもうろうとしてきた時は救急車を呼んでください。セロトニン症候群の場合は通常服薬を中止し、安静にすればすみやかに軽快しますが、もしそうで無かった場合は、薬を急にやめることがかえって危険なこともありますので、必ず医師・薬剤師にご相談ください。



医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、このホームページにリンクしている独立行政法人医薬品医療機器総合機構の「医療用医薬品 情報検索」から確認することができます。  
<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch/>

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく公的制度として、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により入院治療が必要な程度の疾病等の健康被害について、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金などの救済給付が行われる医薬品副作用被害救済制度があります。  
(お問い合わせ先)

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

[https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/index.html](https://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html)

電話：0120 - 149 - 931 (フリーダイヤル) [月～金] 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)



## B . 医療関係者の皆様へ

### 1 . 早期発見と早期対応のポイント

抗うつ薬服用中に、急に精神的に落ち着かなくなったり、振戦、発汗、頻脈などが認められた場合は、セロトニン症候群の可能性を疑う必要がある。不安、焦燥などの精神症状はうつ病の悪化との鑑別が必要となるが、振戦・発汗など身体症状を伴う場合は本症候群を念頭におかなければならない。一般に、本症候群は選択的セロトニン再取り込み阻害薬 (selective serotonin reuptake inhibitors: SSRI) などのセロトニン (5-hydroxytryptamine: 5-HT) 作動性の抗うつ薬の大量投与や、多剤併用時に発現することが多いため、それらの抗うつ薬を増量した時や、他の抗うつ薬を追加した場合に上記症状が認められたときは本症候群を疑う必要がある。

### 2 . 副作用の概要

1970 年代、さまざまなセロトニン作動薬が動物に投与され、セロトニンの薬理作用が調べられた。この時、動物に特有の異常行動が観察され、この異常行動が “ 5-HT behavioral syndrome ” と呼ばれた<sup>1)</sup>。このように、セロトニン症候群は本来動物の行動薬理学領域で使用された用語である。しかし、1982 年 Insel ら<sup>2)</sup>は抗うつ薬であるクロミプラミンとモノアミン酸化酵素 (monoamine oxidases : MAO) 阻害薬との相互作用により不穏、ミオクローヌス、発熱、反射亢進などを呈した 2 例をヒトのセロトニン症候群として報告した。これがヒトにセロトニン症候群という用語が使用された最初の報告である。また、1950 年代に MAO 阻害作用を有する抗結核薬のイプロニアジドと麻薬性鎮痛薬であるペチジンの併用中に不穏、興奮、振戦、反射亢進などを

呈した症例が報告されており<sup>3)</sup>、以後も類似の報告が散見され、これらの症例は現在のセロトニン症候群の概念に当てはまる。

Insel らの報告以後、セロトニン症候群の症例は散発的に報告されていたが、1991年に Sternbach<sup>4)</sup> が本症候群の総説を発表した。この時欧米では、SSRI が登場し、その使用量の増加とセロトニン症候群の発現増加が重なっていたため、セロトニン症候群への関心が高まった。最近の分子生物学的な内容の総説では、今後のうつ病の増加、個別化治療への世界的な流れから、患者個人の生物学的プロファイルに即した治療法の解析、発症機序の解明が進む可能性が示唆されている<sup>5)</sup>。

## ( 1 ) 副作用発現頻度

本症候群の発症率について、Isbister ら<sup>6)</sup>は抗うつ薬の過量服用で入院となった患者群を調査している。セルトラリン、パロキセチン、フルボキサミン、フルオキセチン(国内未発売)、シタロプラム(国内未発売)の5種類のSSRIをそれぞれ単剤のみ過量服用した結果、セロトニン症候群を呈した症例は469例中67例(14%)であった。

一方、Ebert ら<sup>7)</sup>はフルボキサミンを中心に治療を受けている200人の入院患者の調査を行っている。フルボキサミンの一日平均投与量は200mgで、109人はフルボキサミンの単剤投与を受け、残りは炭酸リチウム、他の抗うつ薬の併用投与を受けていた。そのうち、3例(1.5%)は不眠・不安・焦燥などの精神症状を示したものの、典型的なセロトニン症候群を示した症例は認めなかった。また、MacKay ら<sup>8)</sup>は臨床医にアンケート調査を行い、ネファゾドン(国内未発売)で治療されている11,834人のうちSternbachの示すセロトニン症候群の10症状(「副作用の判別基準」の項表1)のうち

2 症状以上を認めた症例は 53 例 (0.4%) であったと述べている。これらの結果から分かることは、抗うつ薬の過量投与ではセロトニン症候群の発現頻度が高くなるが、抗うつ薬を通常用量投与されている限りセロトニン症候群の発現頻度はかなり低いということである。ただし、MAO 阻害薬が他の抗うつ薬に併用された場合はセロトニン症候群が起きやすくなる<sup>9)</sup>。

## (2) セロトニン症候群を発現させる可能性のある薬剤

セロトニン神経系への機能亢進作用を有する薬剤はすべて原因薬剤となる<sup>10)</sup>。フルボキサミン、パロキセチン、セルトラリン、エスシタロプラムなどの SSRI、クロミプラミン、イミプラミン、アミトリプチリンなどの三環系抗うつ薬がわが国でしばしば報告にあがる原因薬剤であるが、セロトニン症候群の報告を概観すると、単剤よりは多剤投与時の発現が圧倒的に多い。

欧米では、トラニルシプロミン、モクリベマイドなどの MAO 阻害薬と SSRI や三環系抗うつ薬との併用によるセロトニン症候群は重篤な結果になる例が多い<sup>9)</sup>が、わが国では抗うつ薬としての MAO 阻害薬は臨床では認可されていない。ただし、パ - キンソン病の治療に用いられる MAO 阻害薬と SSRI や三環系抗うつ薬との併用は避ける必要がある。また、検査等に用いられるメチレンブルーと MAO 阻害薬の併用がセロトニン症候群を引き起こす可能性についても報告<sup>11)</sup>されている。メチレンブルーは MAO 阻害薬のみならず、ベンラファキシンとの併用でのセロトニン症候群発症も報告<sup>12)</sup>されている。また単独でも誘因となる可能性も考えられる<sup>13)</sup>。

近年では SSRI のみならず、同様にセロトニン作動性の抗うつ薬であるセロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害薬 (serotonin norepinephrine

reuptake inhibitors: SNRI) が惹起した、または一因となって発症したセロトニン症候群の報告もあり<sup>14)-17)</sup>、上記のベンラファキシンも SNRI の一つである。また、SNRI であるデュロキセチンに関しては、うつ病・うつ状態以外に糖尿病性神経障害、線維筋痛症、慢性腰痛症、変形性関節症に伴う疼痛に対する保険適応もあり、精神科医以外の処方医も注意を要する。また、うつ病治療における新薬であるボルチオキセチンについても、セロトニン症候群の誘因となることが危惧されている<sup>18)</sup>。

炭酸リチウムが、双極性障害や遷延するうつ病に抗うつ薬と併用されることがあるが、炭酸リチウムはセロトニン機能を増強させる作用を有し、併用時にセロトニン症候群が発症した報告もあるので、注意をする必要がある。

抗不安薬であるタンドスピロンはセロトニン 5-HT<sub>1A</sub> 受容体作動薬であり、本剤がセロトニン症候群の発症に関与した報告<sup>19)、20)</sup>も認められ、死亡例も報告されている<sup>21)</sup>。頻度は少ないが、ペチジン、ペンタゾシン、トラマドールなどの鎮痛薬や鎮咳剤であるデキストロメトルファンなどと抗うつ薬の併用時にセロトニン症候群が発現することもある<sup>22)</sup>。その他、サプリメントとして使用されるセントジョーンズ・ワートはセロトニン活性を亢進するので、その服用が明らかでない状態で抗うつ薬が投与された場合は本症候群の発現のリスクが高まる。また、違法性麻薬に指定されているメチレンジオキシメタンフェタミン (3,4-methylenedioxymethamphetamine : MDMA、通称エクスタシー) は神経終末からのセロトニン遊離を増強させる作用を有することからセロトニン症候群の原因薬剤になりうる<sup>23)</sup>。また、MRSA 感染症に使用されるリネゾリドと SSRI の併用でセロトニン症候群が発現したという報告も増加している<sup>24)-26)</sup>。リネゾリドは MAO 阻害薬の作用を

有するためと考えられ、うつ病患者の MRSA 感染症発症時には注意を要する。

### ( 3 ) 発症危険因子

本症候群と臨床症状が類似する悪性症候群では、興奮などが持続し脱水・低栄養状態にある患者、知的障害や脳器質性疾患を有する中枢神経系に脆弱性が予想される患者、高温多湿な環境にある場合などが発症の危険因子であるといわれている。一方、セロトニン症候群では MDMA が関与する場合には高温環境が影響すると指摘<sup>23)</sup>されているものの、他の原因薬剤によるセロトニン症候群においては個体側の要因について明らかなことは分かっていない。ただし、抗うつ薬が大量投与され中枢セロトニン活性が亢進した場合にセロトニン症候群の発現の危険性が高まる。たとえばパロキセチンなどの代謝にかかわる CYP2D6 遺伝子の poor metabolizer ( 先天的に代謝酵素の活性がないか、あるいは極端に低い集団 )<sup>27)-29)</sup> においては、パロキセチンの代謝が十分になされず、パロキセチンの血中濃度が上昇し、セロトニン症候群の発現の危険性が高まる可能性がある。また、報告例は少ないが身体疾患を合併している患者に抗うつ薬が投与されセロトニン症候群が発現したことから、本症候群にも悪性症候群と同様に何らかの身体的脆弱性が存在すると指摘する報告例<sup>30)、31)</sup>も認められる。この点に関しては、今後症例を重ねて検討しなければならない。

危険因子は明らかではないが、( 2 ) に示したように各種身体疾患治療薬、検査薬などの影響があることから、未知の薬剤の影響を含めて、身体合併症を有するうつ病患者には格別の注意が必要と考えられる。

### ( 4 ) 臨床症状

セロトニン症候群の臨床症状は多彩で、Mills<sup>32)</sup>は過去に報告された 127 例の分析から 34 症状をとり挙げているが、大きくは神経・筋症状（腱反射亢進、ミオクローヌス、筋強剛など）、自律神経症状（発熱、頻脈、発汗、振戦、下痢、皮膚の紅潮）、精神症状の変化（不安、焦燥、錯乱、軽躁）である。

本症候群は軽症例から重症例まであり、軽症例では頻脈、発汗、散瞳、間歇的な振戦・ミオクローヌス、精神症状の変化などがみられ、発熱はないか軽度である。中等度以上の症例になると、腱反射亢進、持続的なミオクローヌス・振戦に筋強剛が加わり、発熱も 40 近くになる<sup>10)</sup>。予後を左右するのは発熱であり、40 以上の高熱が持続する場合は、横紋筋融解症、腎不全、播種性血管内凝固症候群（disseminated intravascular coagulation syndrome : DIC）などの併発の可能性が高くなり、死亡に至る場合もある。診断がされ治療された場合多くが後遺症なく回復するが、後遺症や死亡の頻度については大規模な調査がなく不明である。

## （ 5 ） 臨床検査所見

本症候群と臨床症状が類似する悪性症候群との比較になるが、悪性症候群では疾患特異的ではないものの血清クレアチンキナーゼ（CK）値の上昇や白血球増加が高頻度で認められるが、セロトニン症候群ではこれらの検査は異常を示す頻度が低い。1991 年以降報告された 168 例の統計<sup>33)</sup>では、白血球増加を認めたのは全体の 8.3%、血清 CK の上昇を認めた例は全体の 26.8%と報告されており、セロトニン症候群に特徴的な検査所見はないと考えられる。

## ( 6 ) 発症機序と病態

Sternbach は、セロトニン症候群の病態を過去の動物実験の所見からセロトニン 5-HT<sub>1A</sub> 受容体の刺激がその症状形成に重要な役割を担っていると述べている<sup>4)</sup>。確かにセロトニン 5-HT<sub>1A</sub> 受容体の関与は重要であるが、すでに述べたようにセロトニン症候群は多彩な症状からなっており、すべての症状をセロトニン 5-HT<sub>1A</sub> 受容体の刺激のみで説明することはできない。たとえば、体温はセロトニン 5-HT<sub>1A</sub> 受容体の刺激では低下する<sup>34)</sup>。一方、セロトニン症候群では半数近くに発熱が認められる。これは、セロトニン 5-HT<sub>2A</sub> 受容体の刺激<sup>35)</sup>が関与していることを示唆させる。また、セロトニン症候群では筋強剛などの錐体外路症状や多彩な自律神経症状が認められ、ドパミン神経系やノルアドレナリン神経系の関与も考えられる。セロトニン症候群の髄液モノアミン動態の研究<sup>36)</sup>によれば、例数は少ないがセロトニン症候群ではセロトニン活性の亢進だけでなく、ドパミン神経系やノルアドレナリン神経系の関与を示唆する所見も認められる。そのほか、オピオイド受容体やグルタミン酸 N-methyl-D-aspartate (NMDA) 受容体などが関与を示唆する報告<sup>37)</sup>もある。

## 3. 副作用の判別基準 (判別方法)

以下にセロトニン症候群の4つの診断基準を挙げる。Sternbach の診断基準 (表1)<sup>4)</sup>は、最初に提案されたこと、10症状のうち少なくとも3つの症状を認められれば診断できるということから、広く用いられている。もう1つ汎用されているものに、オーストラリアの Hunter 地域における SSRI の過剰投与により生じたセロトニン症候群の分析に基づいた診断基準がある<sup>38)</sup> (図1)。この診断基準は、ミオクローヌスや反射亢進を重要視したものであるが、そ

れらは必ずしも必須ではないという意見もある。

Radomski ら<sup>39)</sup>は、Sternbach が参照した過去に報告された 38 例にその後報告された 24 症例を加えた 62 例の症状分析から、セロトニン症候群の診断基準を主症状と副症状にわけて、より厳格な診断基準を作成している（のちに Birmes<sup>40)</sup>らにより改変、表 2)。ただし、この診断基準に従うと軽症の症例は見落とされる可能性がある。Hegerl ら<sup>41)、42)</sup>の診断基準（表 3）は、9 症状を点数化し、最高点は 27 点で、7 点以上でセロトニン症候群と診断するものである。重症度の判定に有用であるが、使用する上で煩雑な点がある。

表 1 . Sternbach の診断基準

A	セロトニン作動薬の追加投与や投薬の増加と一致して次の症状の少なくとも 3 つを認める 1)精神症状の変化(錯乱、軽躁状態)、 2)興奮、 3)ミオクローヌス、 4)反射亢進、 5)発汗、 6)悪寒、 7)振戦、 8)下痢、 9)協調運動障害、 10)発熱
B	他の疾患（たとえば感染、代謝疾患、物質乱用やその離脱）が否定されること
C	上に挙げた臨床症状の出現前に抗精神病薬が投与されたり、その用量が増量されていないこと

図 1 . Hunter Serotonin Toxicity Criteria

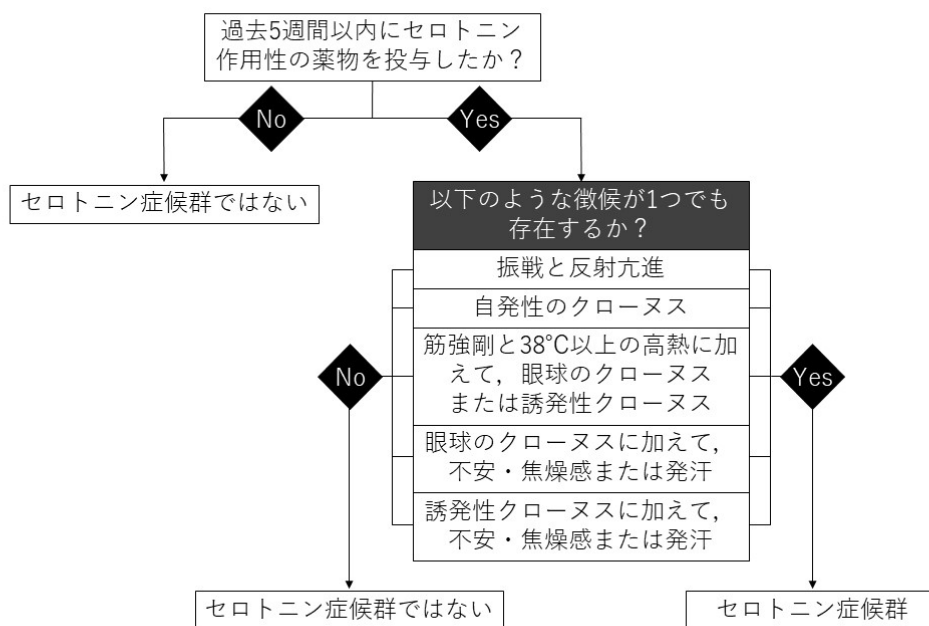




表 2 . Rudomski らの診断基準 (Birnes らにより改変)

---

1 :	セロトニン作動薬を治療に使用(あるいは増量)していることに加えて、下記の少なくとも4つの主症状、あるいは3つの主症状と2つの副症状を有していること
	<u>精神(認知、行動)症状</u>
	主症状：錯乱、気分高揚、昏睡または半昏睡
	副症状：興奮と神経過敏、不眠
	<u>自律神経症状</u>
	主症状：発熱、発汗
	副症状：頻脈、頻呼吸と呼吸困難、下痢、低血圧または高血圧
	<u>神経学的症状</u>
	主症状：ミオクローヌス、振戦、悪寒、筋強剛、神経反射亢進
	副症状：協調運動障害、散瞳、アカシジア
2 :	これらの症状は、患者がセロトニン作動薬を服用する前に発症した精神疾患あるいはその悪化に該当するものでない
3 :	感染、代謝、内分泌、あるいは中毒因は除外される
4 :	発症前に抗精神病薬が投与されていないこと、または増量されていないこと

---

表 3 . Hegerl らの診断基準

---

1 :	焦燥 (運動不穏、アカシジア)
	0 なし
	1 軽度 : 断続的
	2 中等度: ソワソワするが静座可能
	3 重度 : 持続的。長時間の静座はほとんど不可能。いつも落ち着かないと感じている。
2 :	見当識障害
	時、場所、人及び状況に関する見当識。最も重篤な症状に重点をおいて評価する事。時、場所、人及び状況の中、2つ以上にわたり明らかな障害があれば、重度(3)と評価する。
	0 なし
	1 軽度
	2 中等度
	3 重度
3 :	ミオクローヌス (突然生じる筋肉のピクッとした収縮。「睡眠中におこる収縮」は評価しない)
	0 なし
	1 軽度 : 数回程、短時間出現。
	2 中等度: 繰り返し出現。観察可能。
	3 重度 : 持続的に観察される。
4 :	腱反射亢進

---

- 
- 0 なし
  - 1 軽度 : 腱反射亢進はあるが、反射誘発領域に変化なし。
  - 2 中等度: 反射誘発領域の拡大を伴った腱反射亢進、一過性のクローヌスを伴う。
  - 3 重度 : 反射誘発領域の拡大を伴った腱反射亢進、持続性のクローヌスを伴う。
- 5 : 振戦
- 0 なし
  - 1 軽度 : 軽微な振戦。機能は障害されていない。
  - 2 中等度: 粗大な振戦。機能(コップをもつ、字を書く、など)は中等度に障害されている。
  - 3 重度 : 重度の振戦。機能(コップをもつ、字を書く、など)は高度に障害されている。
- 6 : 眩暈 (自覚症状)
- 0 なし
  - 1 軽度 : 軽度で断続的。
  - 2 中等度: かなりの間感じる眩暈。機能(動く、立ち上がる)は障害されていない。
  - 3 重度 : いつでも感じている眩暈。機能(動く、立ち上がる)に障害が及んでいる。
- 7 : 発熱
- 0 なし (<37 )
  - 1 軽度 : 37 - 37.9
  - 2 中等度: 38 - 38.9
  - 3 重度 : 39
- 8 : 発汗 (通常的气温で安静時)
- 0 なし
  - 1 軽度 : 発汗増加の自覚
  - 2 中等度: 湿った皮膚。発汗が観察される。
  - 3 重度 : 衣服や寝具を湿らせる程の発汗。
- 9 : 下痢
- 0 なし
  - 1 軽度 : 粘度の低下した便。回数は普段と同じ。
  - 2 中等度: 液状便、あるいは粘度の低下した便。回数は、1~3回/日。
  - 3 重度 : 液状便。回数は、4回/日。

---

(合計点7点以上でセロトニン症候群)

#### 4 . 判別が必要な疾患と判別方法

本症候群の鑑別疾患として挙げられるものには、悪性症候群、甲状腺クリーゼ、脳炎、中枢性抗コリン薬中毒、抗うつ薬の中断症候群、アルコール離脱症候群、悪性高熱症などがあるが、最も問題となるのは悪性症候群との鑑

別である(表4)。Caroffら<sup>43)</sup>の悪性症候群の診断基準と上記のセロトニン症候群の診断基準を比較すると、かなり臨床症状が重複している。一般に、セロトニン症候群に特徴的なのは不安、焦燥、興奮などの精神症状である。頻脈、発汗、血圧変動などの自律神経症状は両症候群に共通して認めるが、筋強剛などの錐体外路症状は悪性症候群に頻度が高い。セロトニン症候群に特徴的なのはミオクローヌスと反射亢進であり、悪性症候群ではその出現頻度は低い。血液検査では、血清CK値の上昇と白血球の増加は悪性症候群でその頻度が高い<sup>32)</sup>。しかし、セロトニン症候群が重症化するにしたがい鑑別が困難となってくる。この場合は、セロトニン症候群に特徴的なミオクローヌスが認められるか、原因薬剤が抗うつ薬か、といった点から判断しなければならない。近年では、セロトニン症候群と悪性症候群が同時に発症した症例も報告<sup>44)</sup>されている。

表4．セロトニン症候群と悪性症候群の鑑別

	セロトニン症候群	悪性症候群
原因薬物	セロトニン作動薬 ドパミン作動薬(?)	ドパミン拮抗薬 ドパミン作動薬の中断
症状の発現	数分から数時間以内	数日から数週間
症状の改善	24時間以内	平均9日
発熱(38℃以上)	46%	90%以上
意識状態の変化	54%	90%以上
自律神経症状	50~90%	90%以上
筋強剛	49%	90%以上
白血球増加	13%	90%以上
CK値上昇	18%	90%以上
GOT/GPT値上昇	9%	75%以上
代謝性アシドーシス	9%	しばしば
腱反射亢進	55%	まれ
ミオクローヌス	57%	まれ
治療効果		
ドパミン作動薬	症状悪化	症状改善
セロトニン拮抗薬	症状改善	効果なし

## 5 . 治療方法

セロトニン症候群の治療の基本は、原因薬剤の中止と補液や体温冷却などの保存的な治療である。セロトニン症候群は一般に予後は良く、70%の症例は発症 24 時間以内に改善し、軽症例の多くは入院を必要としないといわれている。しかし、高熱、呼吸不全、腎不全、DICなどを呈し死亡に至る症例も存在する。その場合は合併症に対する治療が必要になってくる。

重症例に対しては、薬物治療が試みられている。最も報告が多いのは、非特異的セロトニン 5-HT 受容体遮断薬であるシプロヘプタジンである。本剤は抗アレルギー薬として本邦で使用されており 12 mg/日まで投与できるが、セロトニン症候群では 24 mg/日程度まで使用されている<sup>45)、46)</sup>。まずは、12 mg まで投与し、それから症状が持続すれば 2 時間おきに 2mg ずつ増量していく。

-blocker であるプロプラノロールはセロトニン 5-HT<sub>1A</sub> 受容体の遮断作用も有しセロトニン症候群に有効との報告<sup>47)</sup>もあるが、否定的な意見<sup>48)、49)</sup>もあり意見の一致は見られていない。抗精神病薬であるクロルプロマジンがセロトニン症候群に有効であったという報告<sup>50)</sup>も存在する。その作用機序としては、セロトニン 5-HT<sub>2A</sub> 遮断作用を有するためだと推察されている。しかし、抗精神病薬はけいれん閾値を下げることもあるために注意が必要である。

セロトニン症候群で認められるミオクローヌスや不安、焦燥に対しては、クロナゼパム・ジアゼパムなどのベンゾジアゼピン系薬剤が使用され有効と報告<sup>4)、22)</sup>されている。悪性症候群の治療薬として認可されているダントロレンがセロトニン症候群にも有効との報告<sup>51)</sup>もあるが、それを否定する報告もありその評価は定まっていない。ただし、ダントロレンがセロトニン症候群を悪化させることはないため、悪性症候群かセロトニン症候群か鑑別の困難

な症例に対しては使用する意義はあるものと思われる<sup>52), 53)</sup>。

## 6 . 典型症例の概要<sup>54)</sup>

症例 40 歳代、女性。

既往歴：顔面神経麻痺。遺伝負因特記事項なし。

病前性格：神経質。

現病歴：X 1 年、顔面神経麻痺に罹患し治療を受けたが麻痺が残存し、不安感が出現していた。X 年 3 月、食欲低下および全身倦怠感が出現し、A 病院内科を受診した。上部消化管内視鏡、腹部 CT など異常なく、同年 4 月精神科紹介初診となった。初診時、上記症状に加えて、軽度の抑うつ気分および意欲低下も認め、軽症うつ病と診断し、薬物療法を開始した。スルピリド 100mg/日とクロチアゼパム 10 mg/日の処方、約 6 週間で寛解状態となり、外来通院を継続していた。同年 10 月中旬より、特に誘因なく、食欲低下、抑うつ気分、不眠が再び出現したためうつ病の再発と判断し、セルトラリン 50 mg/日を開始したが、症状改善しないため 11 月精神科に任意入院となった。

入院時現症：独歩入院。身なり礼節は保たれる。抑うつ気分、食欲低下、動悸、不眠、全身倦怠感を認める。希死念慮は否定。神経学的異常は認めなかった。

入院時検査所見：

ハミルトンうつ病評価尺度：19 点。

頭部 MRI：特記事項なし。

血液生化学検査：AST 75 IU/L、ALT 84 IU/L と、クロチアゼパムによる薬剤

性肝障害を認めた。他は異常なし。クロチアゼパム中止により肝機能は改善した。

入院後経過：不眠を強く訴えていたため、セルトラリン 50 mg/日にミアンセリン 10 mg/日を加え、入院治療を開始した。第 5 病日より抑うつ気分および不眠は改善傾向であったが、さらなる改善を目的として第 8 病日よりセルトラリン 100 mg/日に増量した。翌日より微熱が出現し、不眠が増悪した。そのためミアンセリン 20 mg/日に増量するも効果は乏しかった。第 12 病日「体が熱い、胸が苦しい、体が動かない」と訴え、焦燥感、動悸、37.4 の発熱を認め、床に寝そべりのたうちまわり錯乱状態となった。また四肢腱反射亢進および筋緊張も認めた。血液検査では白血球数、CRP、CK 値は正常であった。ジアゼパム 10 mg 静脈内投与を施行し、動悸、焦燥感、筋緊張は急速に改善した。臨床症状とセルトラリン 増量直後に生じた経過からセロトニン症候群と判断し、同日セルトラリンを中止し、ミアンセリン単剤で経過観察した。第 15 病日には発熱および腱反射亢進も軽快した。その後ミアンセリンを 30 mg/日に増量したが、抑うつ症状改善なく、第 25 病日頃より抑うつ気分および食欲低下は悪化し症状改善しないため、第 35 病日よりミルナシプランの追加投与を開始した。75 mg/日まで増量することで抑うつ症状は徐々に改善して、第 79 病日軽快退院となった。その後も外来通院しながら寛解状態を維持している。

## 7 . 引用文献・参考資料

- 1) Jacobs BL: An animal behavior model for studying central serotonergic synapses. *Life Sci* 19:777-786 (1976)
- 2) Insel TR、 Roy BF、 Cohen RM、 Murphy DL: Possible development of the serotonin syndrome in man. *Am J Psychiatry* 139: 954-955 (1982)
- 3) Mitchell RS: Fatal toxic encephalitis occurring during iproniazid therapy in pulmonary tuberculosis. *Ann Intern Med* 42:417-424 (1955)
- 4) Sternbach H: The serotonin syndrome. *Am J Psychiatry* 148:705-713、 (1991)
- 5) Francescangeli J、 Karamchandani K、 Powell M、 Bonavia A: The Serotonin Syndrome: From Molecular Mechanisms to Clinical Practice. *Int J Mol Sci* 20:2280 (2019)
- 6) Isbister GK、 Bowe SJ、 Dawson A、 Whyte IM: Relative toxicity of selective serotonin reuptake inhibitors (SSRIs) in overdose. *J Toxicol Clin Toxicol* 42: 277-285 (2004)
- 7) Ebert D、 Albert R、 May A、 Merz A、 Murata H、 Stosiek I、 Zahner B: The serotonin syndrome and psychosis-like side effects of fluvoxamine in clinical use - an estimation of incidence. *Eur Neuropsychopharmacol* 7: 71-74 (1997)
- 8) Mackay FJ、 Dunn NR、 Mann RD: Antidepressants and the serotonin syndrome in general practice. *Br J Gen Pract* 49: 871-874 (1999)
- 9) Hilton SE、 Maradit H、 Moller HJ: Serotonin syndrome and drug combinations: focus on MAOI and RIMA. *Eur Arch Psychiatry Clin Neurosci* 247: 113-119 (1997)
- 10) Boyer ED、 Shannon M: The serotonin syndrome. *N Engl J Med* 352: 1112-1120 (2005)
- 11) Zuschlag ZD、 Warren MW、 K Schultz S. Serotonin Toxicity and Urinary Analgesics: A case report and systematic literature review of methylene blue-induced serotonin syndrome. *Psychosomatics* 59(6): 539-546 (2018)
- 12) Gilbert B、 Akamune IE: A case of serotonin syndrome caused by the concomitant utilization of methylene blue and venlafaxine in an oncological patient. *J Pharm Pract* 2019
- 13) Ng BK、 Cameron AJ、 Liang R、 Rahman H: [ Serotonin syndrome following methylene blue infusion during parathyroidectomy: a case report and literature review ] . *Can J Anaesth* 55:36-41 (2008)
- 14) Hadikusumo B、 Ng B: Serotonin syndrome induced by duloxetine. *Aust N Z J Psychiatry* 43: 581-582 (2009)
- 15) Liu PT、 Argento V、 Skudlarska B、 Blagodatny M: Serotonin syndrome in an octogenarian after switch from fluoxetine to duloxetine. *J Am Geriatr Soc* 57: 2384 (2009)
- 16) 輪島 善、志賀 俊: デュロキセチン投与をきっかけにセロトニン症候群と思われる症状を呈した帯状疱疹関連痛の1症例. *日本ペインクリニック学会誌*. 22: 61-65 (2015)
- 17) 輿石 徹、奥山 清: ミルナシプラン投与中にセロトニン症候群を疑われた症状を呈し、中止後に離脱症状を経験した1例. *薬学雑誌* 136: 1675-1679 (2016)
- 18) D'Agostino A、 English CD、 Rey JA: Vortioxetine (brintellix): a new serotonergic antidepressant, *P T* 40: 36-40 (2015)
- 19) Kaneda Y、 Ohmori T、 Okabe H: Possible mild serotonin syndrome related to co-prescription of tandospirone and trazodone、 *Gen Hosp Psychiatry* 23: 98-101 (2001 )
- 20) 田村直俊、中里良彦、山元敏正、岩崎慎一、島津邦男: クエン酸タンドスピロンの単独内服後に生じたセロトニン症候群. *臨床神経学* 42: 892-894 (2002)
- 21) Kawano T、 Kosuge T、 Takagi S、 Shimoyama A、 Harunari N、 Tahara Y、 Suzuki N: [ First

- death case of serotonin syndrome in Japan induced by fluvoxamine and tandospirone ] .  
Chudoku Kenkyu 24: 305-310 (2011)
- 22) 西嶋康一 : セロトニン症候群 . 臨床麻酔 24: 695-700 (2000)
  - 23) Silins E、 Copeland J、 Dillon P: Qualitative review of serotonin syndrome、 ecstasy (MDMA) and the use of other serotonergic substances: hierarchy of risk. Aust N Z J Psychiatry 41: 649-655 (2007)
  - 24) Huang V、 Gortney JS: Risk of serotonin syndrome with concomitant administration of linezolid and serotonin agonists. Pharmacotherapy 26: 1784-1793 (2006)
  - 25) Taylor JJ、 Wilson JW、 Estes LL: Linezolid and serotonergic drug interactions: a retrospective survey. Clin Infect Dis 43: 180-187 (2006)
  - 26) Hasani R、 Sarma J、 Kansal S: Serotonin syndrome induced by combined use of sertraline and linezolid. Anesth Essays Res 13: 188-190 (2019)
  - 27) Kaneda Y、 Kawamura I、 Fujii A、 Ohmori T: Serotonin syndrome-"potential" role of the CYP2D6 genetic polymorphism in Asians、 Int J Neuropsychopharmacol 5: 105-106、 (2002)
  - 28) Sallee FR、 DeVane CL、 Ferrell RE: Fluoxetine-related death in a child with cytochrome P-450 2D6 genetic deficiency. J Child Adolesc Psychopharmacol. 10: 27-34 (2000)
  - 29) Sato A、 Okura Y、 Minagawa S、 Ohno Y、 Fujita S、 Kondo D、 Hayashi M、 Komura S、 Kato K、 Hanawa H、 Kodama M、 Aizawa Y: Life-threatening serotonin syndrome in a patient with chronic heart failure and CYP2D6\*1/\*5. Mayo Clin Proc 79: 1444-1448 (2004)
  - 30) 笹川嘉久、松山哲晃、佐々木史、高丸勇司、岩崎俊司、松原繁廣: 常用量の trazodone によりセロトニン症候群を呈した躁うつ病の1例 脳萎縮・梗塞の関与. 精神医学 41: 727-732 (1999)
  - 31) 安田和幸、篠原学、碓氷章、塩江邦彦、本橋伸高: Paroxetine および lithium を投与中に尿路感染が契機となってセロトニン症候群を呈した難治性うつ病の1例. 精神科 7: 75-79 (2005)
  - 32) Mills KC: Serotonin syndrome. Critical Care Clinics 13: 763-783 (1997)
  - 33) Mann SC、 Caroff SN、 Keck Jr PE、 Lazarus A. Serotonin syndrome. p.75-92. Neuroleptic malignant syndrome and related conditions. American Psychiatric Publishing、 Inc. Wahshington、 DC、 (2003)
  - 34) O'Connell MT、 Sarna GS、 Curzon G: Evidence for postsynaptic medication of the hypothermic effect of 5-HT<sub>1A</sub> receptor activation. Br J Pharmacol 106: 603-609 (1992)
  - 35) Mazzola Pomietto P、 Aulakh CS、 Wozniak KM、 Hill JL、 Murphy DL: Evidence that 1-(2、 5-dimethoxy-4-iodophenyl)-2-amino-propane (DOI)-induced hyperthermia in rats is mediated by stimulation of 5-HT<sub>2A</sub> receptor. Psychopharmacol 117: 193-199 (1995)
  - 36) Nisijima K、 Nibuya M、 Sugiyama H: Abnormal CSF monoamine metabolism in 5-HT syndrome. J Clin Psychopharmacol 23: 528-531 (2003)
  - 37) Haberzettl R、 Fink H、 Bert B: Role of 5-HT<sub>1A</sub>- and 5-HT<sub>2A</sub> receptors for the murine model of the serotonin syndrome. J Pharmacol Toxicol Methods 70: 129-133 (2014)
  - 38) Dunkley EJ、 Isbister GK、 Sibbritt D、 Dawson AH、 Whyte IM: The hunter serotonin toxicity criteria: simple and accurate diagnostic decision rules for serotonin toxicity. QJM 96: 635-642 (2003)
  - 39) Radomski JW、 Dursun SM、 Reveley MA、 Kutcher SP: An exploratory approach to the serotonin syndrome: an update of clinical phenomenology and revised diagnostic criteria. Med Hypotheses 55: 218-224 (2000)
  - 40) Birmes P、 Coppin D、 Schmitt L、 Lauque D. Serotonin syndrome: a brief review. CMAJ 168: 1439-1442、 (2003)
  - 41) Hegerl U、 Bottlender R、 Gallinat J、 Kuss HJ、 Ackenheil M、 Mueller HJ: The serotonin syndrome scale: first results on validity. Eur Arch Psychiatry Clin Neurosci 248: 96-103 (1998)
  - 42) 兼田康宏、大森哲郎、Ulrich Hegerl: The serotonin syndrome scale 日本語版 (JSSS). 脳神経 52: 507-510 (2000)



- 43) Caroff SN、 Mann SC: Neuroleptic malignant syndrome. *Med Clin North Am* 77: 185-202 (1993)
- 44) Nishijima K: Serotonin syndrome overlapping with neuroleptic malignant syndrome: A case report and approaches for differentially diagnosing the two syndromes. *Asian J Psychiatr* 18: 100-101 (2015)
- 45) Graudins A、 Stearman A、 Chan B: Treatment of the serotonin syndrome with cyproheptadine. *J Emerg Med* 16: 615-619 (1998)
- 46) McDaniel WW: Serotonin syndrome: early management with cyproheptadine. *Ann Pharmacother* 35: 870-873 (2001)
- 47) Sternbach H: The serotonin syndrome. *Am J Psychiatry* 148: 705-713 (1991)
- 48) Ruiz F: Fluoxetine and the serotonin syndrome. *Ann Emerg Med* 24(5): 983-985 (1994)
- 49) Lappin RI and Auchincloss EL.: Treatment of serotonin syndrome with cyproheptadine. *N Engl J Med* 331(15): 1021-1022 (1994)
- 50) Gillman PK: The serotonin syndrome and its treatment. *J Psychopharmacol* 13: 100-109 (1999)
- 51) John L、 Perreault MM、 Tao T、 Blew PG: Serotonin syndrome associated with nefazodone and paroxetine. *Ann Emerg Med* 29: 287-289 (1997)
- 52) Jones D、 Story DA: Serotonin syndrome and the anaesthetist. *Anaesth Intensive Care* 33: 181-187 (2005)
- 53) Kaufman KR、 Levitt MJ、 Schiltz JF、 Sunderram J: Neuroleptic malignant syndrome and serotonin syndrome in the critical care setting: case analysis. *Ann Clin Psychiatry* 18: 201-204 (2006)
- 54) 小早川英夫、大森寛、藤田康孝、坪井きく子、竹林実. Sertraline によるセロトニン症候群を呈した 1 例. *精神医学* 51(2): 125-127 (2009)

**参考1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下、  
医薬品医療機器等法）第68条の10に基づく副作用報告件数（医薬品別）**

**注意事項**

- 1) 医薬品医療機器等法 第68条の10の規定に基づき報告があったもののうち、報告の多い推定原因医薬品を列記したもの。  
注)「件数」とは、報告された副作用の延べ数を集計したもの。例えば、1症例で肝障害及び肺障害が報告された場合には、肝障害1件・肺障害1件として集計。
- 2) 医薬品医療機器等法に基づく副作用報告は、医薬品の副作用によるものと疑われる症例を報告するものであるが、医薬品との因果関係が認められないものや情報不足等により評価できないものも幅広く報告されている。
- 3) 報告件数の順位については、各医薬品の販売量が異なること、また使用法、使用頻度、併用医薬品、原疾患、合併症等が症例により異なるため、単純に比較できないことに留意すること。
- 4) 副作用名は、用語の統一のため、ICH 国際医薬用語集日本語版（MedDRA/J）ver. 23.0 に記載されている用語（Preferred Term：基本語）で表示している。

年度	副作用名	医薬品名	件数	
平成 29 年度 (2020 年 2月集計)	セロトニン症候群	ベンラファキシン塩酸塩	9	
		パロキセチン塩酸塩水和物	8	
		ミルタザピン	8	
		トラマドール塩酸塩・アセトアミノ フェン配合剤	7	
		セルトラリン塩酸塩	6	
		デュロキセチン塩酸塩	5	
		クエチアピソフマル酸塩	3	
		アモキサピン	2	
		フェンタニルクエン酸塩	2	
		ミルナシプラン塩酸塩	2	
		塩酸メトクロプラミド	2	
		その他	2	
		合計		75
		平成 30 年度 (2020 年 2月集計)	セロトニン症候群	ベンラファキシン塩酸塩
デュロキセチン塩酸塩	14			
トラマドール塩酸塩・アセトアミノ フェン配合剤	5			
パロキセチン塩酸塩水和物	4			
フルボキサミンマレイン酸塩	4			
セルトラリン塩酸塩	3			
トラマドール塩酸塩	3			
プレガバリン	3			
ミルタザピン	3			
アモキサピン	2			
プレクスピプラゾール	2			
ラサギリンメシル酸塩	2			

		その他	9
		合計	72

医薬品の販売名、添付文書の内容等を知りたい時は、このホームページにリンクしている独立行政  
 法人医薬品医療機器総合機構の「医療用医薬品 情報検索」から確認することができます。

<https://www.pmda.go.jp/PmdaSearch/iyakuSearch>

## 参考2 ICH 国際医薬用語集日本語版 (MedDRA/J) ver.23.0 における主な関連用語一覧

日米EU医薬品規制調和国際会議 (ICH) において検討され、取りまとめられた「ICH 国際医薬用語集 (MedDRA)」は、医薬品規制等に使用される医学用語 (副作用、効能・使用目的、医学的状態等) についての標準化を図ることを目的としたものであり、平成16年3月25日付薬食安発第0325001号・薬食審査発第0325032号厚生労働省医薬食品局安全対策課長・審査管理課長通知「ICH 国際医薬用語集日本語版 (MedDRA/J)」の使用について」により、薬機法に基づく副作用等報告において、その使用を推奨しているところである。

下記にMedDRAのPT (基本語) である「セロトニン症候群」を示す。

また、MedDRAでコーディングされたデータを検索するために開発されたMedDRA標準検索式 (SMQ) では、「セロトニン症候群」に相当するSMQは現時点では提供されていない。

名称	英語名
PT : 基本語 (Preferred Term) セロトニン症候群	Serotonin syndrome

### 参考3 医薬品副作用被害救済制度の給付決定件数

#### ○注意事項

- 1)平成27年度～令和元年度の5年間に給付が決定された請求事例について原因医薬品の薬効小分類（原則として上位5位）を列記したもの。
- 2)一般的な副作用の傾向を示した内訳ではなく、救済事例に対する集計であり、単純に医薬品等の安全性を評価又は比較することはできないことに留意すること。
- 3)1つの健康被害に対して複数の原因医薬品があるので、請求事例数とは合致しない。
- 4)副作用による健康被害名は、用語の統一のため、ICH 国際医薬用語集日本語版（MedDRA/J）ver. 23.0 に収載されている用語（Preferred Term：基本語）で表示している。
- 5)薬効小分類とは日本標準商品分類の医薬品及び関連製品(中分類87)における分類で、3桁の分類番号で示され、医薬品の薬効又は性質を表すものである。

年度	副作用による健康被害名	原因医薬品の薬効小分類（分類番号）	件数
成27～令和元年度 （令和2年8月集計）	セロトニン症候群	精神神経用剤(117)	9

※ 副作用救済給付の決定に関する情報は独立行政法人医薬品医療機器総合機構のホームページにおいて公表されている。

( <https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0043.html> )

## 参考4 医薬品副作用被害救済制度について

### ○「医薬品副作用被害救済制度」とは

病院・診療所で処方された医薬品、薬局などで購入した医薬品、又は再生医療等製品（医薬品等）を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院治療が必要な程度の疾病や日常生活が著しく制限される程度の障害などの健康被害について救済給付を行う制度です。

昭和55年5月1日以降（再生医療等製品については、平成26年11月25日以降）に使用された医薬品等が原因となって発生した副作用による健康被害が救済の対象となります。

### ○救済の対象とならない場合

次のような場合は、医薬品副作用被害救済制度の救済給付の対象にはなりません。

- 1) 医薬品等の使用目的・方法が適正であったとは認められない場合。
- 2) 医薬品等の副作用において、健康被害が入院治療を要する程度ではなかった場合などや請求期限が経過した場合。
- 3) 対象除外医薬品による健康被害の場合（抗がん剤、免疫抑制剤などの一部に対象除外医薬品があります）。
- 4) 医薬品等の製造販売業者などに明らかに損害賠償責任がある場合。
- 5) 救命のためにやむを得ず通常の使用量を超えて医薬品等を使用し、健康被害の発生があらかじめ認識されていたなどの場合。
- 6) 法定予防接種を受けたことによるものである場合（予防接種健康被害救済制度があります）。なお、任意に予防接種を受けた場合は対象となります。

### ○「生物由来製品感染等被害救済制度」とは

平成16年4月1日に生物由来製品感染等被害救済制度が創設されました。創設日以降（再生医療等製品については、平成26年11月25日以降）に生物由来製品、又は再生医療等製品（生物由来製品等）を適正に使用したにもかかわらず、その製品を介して感染などが発生した場合に、入院治療が必要な程度の疾病や日常生活が著しく制限される程度の障害などの健康被害について救済給付を行う制度です。感染後の発症を予防するための治療や二次感染者なども救済の対象となります。制度のしくみについては、「医薬品副作用被害救済制度」と同様です。

○7 種類の給付

給付の種類は、疾病に対する医療費、医療手当、障害に対する障害年金、障害児養育年金、死亡に対する遺族年金、遺族一時金、葬祭料の7種類があります。

○給付の種類と請求期限

- ・疾病（入院治療を必要とする程度）について医療を受けた場合

医療費	副作用による疾病の治療に要した費用（ただし、健康保険などによる給付の額を差し引いた自己負担分）について実費償還として給付。
医療手当	副作用による疾病の治療に伴う医療費以外の費用の負担に着目して給付。
請求期限	医療費→医療費の支給の対象となる費用の支払いが行われたときから5年以内。 医療手当→請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から5年以内。

- ・障害（日常生活が著しく制限される程度以上のもの）の場合  
（機構法で定める等級で1級・2級の場合）

障害年金	副作用により一定程度の障害の状態にある18歳以上の人の生活補償などを目的として給付。
障害児養育年金	副作用により一定程度の障害の状態にある18歳未満の人を養育する人に対して給付。
請求期限	なし

- ・死亡した場合

遺族年金	生計維持者が副作用により死亡した場合に、その遺族の生活の立て直しなどを目的として給付。
遺族一時金	生計維持者以外の方が副作用により死亡した場合に、その遺族に対する見舞等を目的として給付。
葬祭料	副作用により死亡した人の葬祭を行うことに伴う出費に着目して給付。
請求期限	死亡の時から5年以内。ただし、医療費、医療手当、障害年金または障害児養育年金の支給の決定があった場合には、その死亡のとき

から 2 年以内。
-----------

○救済給付の請求

給付の請求は、副作用によって重篤な健康被害を受けた本人またはその遺族が直接、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA）に対して行います。

○必要な書類（医師の診断書・投薬・使用証明書・受診証明書等）

救済給付を請求する場合は、発現した症状及び経過と、それが医薬品を使用したことによるものだという関係を証明しなければなりません。そのためには、副作用の治療を行った医師の診断書や処方を行った医師の投薬・使用証明書、あるいは薬局等で医薬品を購入した場合は販売証明書が必要となりますので、請求者はそれらの書類の作成を医師等に依頼し、請求者が記入した請求書とともに、PMDA に提出します。また、医療費・医療手当を請求する場合は、副作用の治療に要した費用の額を証明する受診証明書も必要となります。請求書、診断書などの用紙は、PMDA のホームページからダウンロードすることができます。

（<http://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0004.html>）